

史記會注考證校補
(六)

廣文書局
印行

水澤利忠著

史記會注考

校補
(六)

廣文書局印行



中華民國六十一年七月初版

史記會注考證校補

精裝全六冊定價：新台幣

208元

有著作權
不准翻印

著者 水澤利忠
發行人 王道榮

發行所 廣文書局有限公司

地址：北縣中和市華新街113巷2弄6號

電話：(02)86685204

傳真：(02)86687399

e-mail: kwangwen@ms31.hinet.net

內政部出版業登記證內版臺業字第一三二四號

水澤利忠著

史記會注考證校補

史記會注考證校補刊行會藏版

史記之文獻學的研究



3711

朝夕 この研究をはげまし給い 完成の日を待ちわび給う

きさらぎの 或る雪の降る朝 ただ一言の 別れのことばもなしに
突如 身まかり給うた 今は亡き父上のみ霊に捧ぐ

みとせの後の その日の朝 利忠しるす



史記之文獻學的研究 目次

序 論

(一) 本研究の目的と方法	七
(二) 本研究の概要と問題点	九

第一章 史記古鈔本

第一節 総 説	一三
---------	----

(一) 緒 論	一三
(二) 残存する史記古鈔本	一四
(三) 残存する史記古鈔本に共通する性格	一七

第二節 各 論	二四
---------	----

(一) 敦煌出土群	二四
(二) 石山寺所蔵群	三三
(三) 大江家国鈔本群	四三

目次

(四) 高山寺所蔵群	五四
(四) 書陵部所蔵群	七四

第二章 史記古板本標記

第一節 史記古板本標記資料

(一) 上杉氏藏南宋慶元黃善夫本標記	八六
(二) 元板彭寅翁本並びにその写本標記	一〇〇
(三) 日本慶長古活字本史記標記	一二〇
(四) 博士家本史記異字及び史記攷異	一二九

第二節 史記古本

(一) 史記古本と史記古鈔本——史記古鈔本の残存する部分についての比較——	一四四
(二) 史記古本と史記古鈔本——両者のテキストとしての性質について比較——	一四八

第三節 史記正義佚文

(一) 張守節と彼の「正義」について	一七三
(二) 「正義」佚文に関する清朝考証学者の研究	一七七

(三) 滝川博士の「正義」佚文拾集	一八一
(四) 滝川博士拾集の「正義」佚文に対する諸批判	一八五
(五) 滝川博士拾集の「正義」佚文の吟味	二一九
(六) 「正義」佚文拾集と「正義」研究の今後の問題点	二三一

第四節 鄒誕生・劉伯莊・陸善経の史記注佚文	二三二
-----------------------	-----

(一) 鄒誕生史記音佚文	二三二
(二) 劉伯莊史記音義佚文	二三九
(三) 陸善経史記注佚文	二五三

第三章 史記抄	二六三
---------	-----

第一節 総説	二六三
--------	-----

第二節 英房史記抄	二六七
-----------	-----

(一) 英房について	二六七
(二) 書誌並びに内容	二七一
(三) 英房の依拠した史記テキストについて	二七三
(四) 英房抄の解釈史的価値——英房史記説を中心にして——	二七六

第三節 桃源史記抄……………二八四

(一) 桃源について……………二八四

(二) 桃源史記抄諸本……………二八六

(三) 桃源抄補遺……………二九六

(四) 牧中・桃源の依拠した史記テキスト……………三〇〇

(五) 桃源史記抄にみえる史記異字……………三一一

(六) 桃源史記抄にみえる正義佚文……………三一六

(七) 桃源の史記説……………三一七

第四節 幻雲史記抄……………三二五

(一) 幻雲について……………三二五

(二) 幻雲史記抄諸本……………三二六

(三) 幻雲抄と南化本標記及び英房史記抄との関係——幻雲抄の成立過程について——……………三三一

(四) 幻雲史記抄にみえる正義佚文……………三三七

(五) 幻雲史記抄にみえる史記異字……………三三九

(六) 幻雲の史記説……………三四二

史記之文獻學的研究 目次

第四章 單注本

第一節 單集解本

(一) 總說

(一) 史記集解一百三十卷景祐監本配南宋重刊北宋監本

(二) 史記集解殘卷竹添井々内藤湖南舊藏武田長兵衛藏傳北宋刊本

(三) 史記集解一百三十卷飛鳥井家龜谷成軒内藤湖南舊藏武田長兵衛藏南宋紹興庚申刊本

(四) 史記集解一百三十卷劉氏嘉業堂景印宋蜀大字本

(五) 史記集解一百三十卷毛晉汲古閣刊本

第二節 單索隱本

(一) 緒論

(二) 司馬貞とその著「索隱」について

(三) 書誌及び附注形態

(四) 校勘學的にみた本書の性格	六六
(五) 東北大學藏延久鈔本文紀所引の索隱について	一〇一

第三節 單正義本	一〇四
----------	-----

(一) 緒論	一〇四
(二) 撰者張守節について	一〇五
(三) 想定せる單正義本について	一〇八

第五章 合刻本	一二二
---------	-----

第一節 集解・索隱二注合刻本	一二二
----------------	-----

(一) 総説	一二三
(二) 史記集解索隱殘卷南宋乾道七年建谿蔡夢弼刊本	一二六
(三) 史記集解索隱一百三十卷南宋淳熙八年澄江耿秉重修桐川郡齋本	一二九
(四) 史記集解索隱一百三十卷蒙古中統二年平陽道段子成刊本	一三三
(五) 史記集解索隱一百三十卷明天順七年豐城游明刊本	一三七

第二節 集解・索隱・正義三注合刻本

- (一) 史記集解索隱正義一百三十卷南宋慶元建安黃善夫刊本及びその覆刻……………一三九
- (二) 史記集解索隱正義一百三十卷元至元二十五年安福彭寅翁崇道精舍刊本……………一四四
- (三) 史記集解索隱正義一百三十卷慶長古活字本……………一五五
- (四) 史記評林一百三十卷……………一六六
- (五) 史記集解索隱正義一百三十卷清乾隆四年武英殿校刊本……………二二九
- (六) 史記集解索隱正義一百三十卷金陵書局刊本……………二三四
- (七) 史記會注考證一百三十卷……………二五一

第三節 明板評釋本

- (一) 史記題評一百三十卷……………二五九
- (二) 荊川先生精選批点史記……………二六一
- (三) 史記鈔五十一卷……………二六二
- (四) 史記神駒四卷……………二六四
- (五) 史記纂二十四卷……………二六五
- (六) 史記輯評二十四卷……………二六六

目次

(b) 史記諒芬評林三卷	二七〇
(c) 史記一百三十卷錢唐鍾人傑刊本	二七〇
(d) 史記傍訓便說八卷	二七一
(e) 史記玉壺冰八卷	二七三
(f) 史記奇鈔十四卷	二七四
(g) 陳仁錫評閱史一百三十卷	二七五
(h) 陳明卿史記考	二七六
(i) 孫月峰先生批評記百三十卷	二七九
(j) 史記測議一百三十卷	二七九
(k) 史記彙評一百三十卷	二八一
(l) 史記鍾伯敬刪定史記正文	二八三
猿投神社藏史記古鈔本	二八五
猿投神社藏史記古鈔本影照	二八六
付録 瀧川氏系圖	二九五
瀧川龜太郎博士年譜	二九五
史記會注考證校補後序	一
跋	三

吉川幸次郎

序 論

(一) 本研究の目的と方法

凡そ、古典の読解・研究を志すものは、何人と雖ども、まず、その一書に関する最も善いテキストを捜し求め、その所以を追求し、より多くの先人の注釈を蒐め、これを網羅せんことに最大の努力を惜しまないことは、極めて当然のことであろう。著者も史記の研究に志を立てると同時に、何よりもまず、史記の善本の追求と、注釈の網羅の両個の目的達成の為に微力を尽くすこととなつた。

かくして私は、これらの目的に副う史記のテキストを渉獵することになつたが、それは容易に見出すことができなかった。しかし、幾多の曲折の後、はじめて滝川亀太郎博士の著せる「史記會注考證」全十巻こそは、現在としては、最善のテキストであることを確信するに至つた。実に、この「史記會注考證」との出会こそ、私のこの研究の方法を決定づけることとなつたのであるが、この書を以て私が以上の兩目的に適うものとした所以は、換言するならば、実にその二大特長とも云うべきものであつて、一は我国にのみ残存せる史記古鈔本との校記、並びにそれとほぼ同系統と思われるテキストによる校記―即ち、楓山本・三条本の如き―が採録されていること。二は、従来より刪節多しといわれている史記の三注の一たる張守節の「正義」佚文一千余条拾輯されていることであつた。

そして、それらが、私の先に掲げた二つの目的に正しく適うものであつた。ところがそれらの特長の由つて來たる所を探索してみると、前者は主として日本残存の史記古鈔本及び前田藩儒、大島贊川の手になつたと思われる「博士家本

「史記異字」であり、後者は主として東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵の慶長古活字本史記の「書き入れ」とそれら我国残存の史記古板本の「書き入れ」と不離不即の關係をもつ「幻雲抄」であることを知つた。更に前記の「博士家本史記異字」の実体を究明してみると、それはとりもなおさず瀧川博士の「正義」佚文拾輯に用いられた如き、我国残存の一連の史記古板本の「書き入れ」中より異字異文に関するものを主として抄出したものであることを知つた。

こゝにおいて著者は翻然として前記の両目的を達成せんとする研究の方法を悟るに至つた。即ち、この瀧川博士の「史記會注考證」の示す二大特長を橋頭堡として、我国に残存する史記古鈔本の十二分なる活用と、同じく我国に残存せる史記古板本の徹底的調査とによつて、従来の史記通行本及びその周辺の資料を以てしては、如何とも為し難かつた史記のより善きテキストの追求と、より多くの注釈の網羅の限界を打破せんと試みることであつた。

爾來、著者は目覩し得る限りの史記古鈔本を渉猟し、我国各地に散在する史記古板本の「書き入れ」の徹底的調査を行つた。また一方では、それらが従来の通行本資料の枠外をはるかに超えたものであることを客觀的に証明するために、著者は如上の作業に並行して、別途に、今日如何なる形態にしろ、親見できる史記のテキストの校勘をも為し、「史記會注考證校補」と名づけて、第一冊より第八冊までを完成したわけである。この作業を或いは落葉を掃くが如きものとみなすむきもあるであろうが、実に、本研究のどの部分をとり上げてみても、この史記一百三十巻の校勘記を基礎として出發してはいないものはないと断言してさしつかえないものと信ずるものである。

かくて、いま、この論考を「史記之文獻學的研究」と名づけたのであるが、或いはこれを「史記之書誌學的研究」と名づくるを妥当となす向きもあるであろう。しかし著者が敢えて、こゝに「文獻學的研究」と銘うつ所以は、従来の形態的研究を主とする「書誌學的研究」をわずかながらも一歩進めて、本研究の究極の対象たる「史記」そのものの本質

に迫らんとする意気こみ、換言すれば常に古典学としての史記究明の視点を失わない用意と、ささやかながらもその成果に対する著者の欲求の一端を示すが故に外ならない。

(一) 本研究の概要と問題点

本研究は、まず、史記の善本の追求を可能ならしめると云う重要性に鑑みて、第一章に史記古鈔本を掲げ、その第一節に於いて今日目覩し得る限りの史記古鈔本に共通する性質を述べ、第二節に至つてその一々を紹介し、且つ今本史記の訛脱を正し得ることを論じ、古抄本の史記が今本史記のテキストとして、種々異なつた面を有していることを闡明にした。

第二章には、史記古板本標記という名称のもとに、史記のより善きテキストの追求と、より多くの注釈を網羅するという本研究の目的達成のための資料としては一大宝庫とも称すべき、我国残存の史記古板本の『書き入れ』の調査に移り、まず第一節史記古板本標記の資料として、かくの如き性質の『書き入れ』を有する諸々の史記古板本を紹介し、続いて、それらの『書き入れ』の中で、異字・異文に関するもの四千条許りを選択して、これを一つの或るまとまつたテキストの校記であると仮定することによつて、そのテキストを史記古本として仮想し、これを前章の第一節と関連づけて、史記古鈔本とはほぼ同系統のテキストに属することを論定した。それは謂うなれば今日は史記一百三十巻の中、ごくわずかしが残存していない史記古鈔本の残存部分の拡大に努めるということであり、この史記古本によつて、今本史記のほぼ全体に亘つての訛脱を大いに正し得ることを述べた。さらに第三節に於いてはそれらの『書き入れ』中、注釈の面から最も注目される張守節の「正義」の佚文と考えられる「正義曰」としてある注文の『書き入れ』を吟味し、特